

松伏町犯罪被害者等支援条例

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3）町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。
- （4）事業者 町内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （5）二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- （6）民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- （7）関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と相互に連携し、及び協力するものとする。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪

被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第9条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 町は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第11条 町は、民間支援団体に対し、その活動を支援するため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。